



# ヒューマン・プライム通信

社会保険労務士法人ヒューマン・プライム  
株式会社ヒューマン・プライム  
東京都中央区日本橋人形町 1-18-9  
ATビル 5F 〒103-0013  
TEL.03-5695-7700 FAX.03-5623-2052  
MAIL. info@humanprime.co.jp

人事・労務相談から監査まで、企業の立場に立ってアドバイスをする独立系人事・労務コンサルティング会社

## 働き方改革

## フレックスタイム制の改正 Part.2

今回は、清算期間の上限が「1ヶ月」までのフレックスタイム制の概要について記しましたが、今回は2019年4月の法改正で新しくできた「清算期間の上限が1ヶ月を超える」フレックスタイム制の概要です。

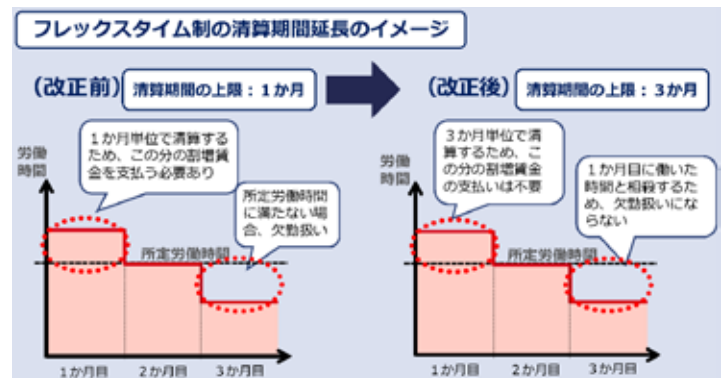
### ① 清算期間の上限が「1ヶ月を超える」フレックスタイム制のメリット

以下事例のように、労働者は月をまたいでプライベートと仕事とのバランスをとることができます。

- 事例① 共働きで小学生の子供の子育てをする夫婦の場合、6月が繁忙期・8月が閑散期であれば、6月に長く働いた分、8月は早く帰れるので、子供と過ごす時間が長く取れる。
- 事例② 資格試験の前の月に早く帰って、試験勉強の時間が長く取れるように調整できる。
- 事例③ 繁忙期に頑張って働いて、閑散期は早く帰って趣味に没頭できる。

また、会社にとっても、2ヶ月、3ヶ月といった期間の総労働時間の

範囲内で労働者の労働時間を調整することによって、労働時間が調整できることにより、残業代の削減が期待出来ます。



### ② 清算期間の上限が「1ヶ月を超える」フレックスタイム制の導入手続きについて

「1ヶ月」までのフレックスタイム制と大きく異なる点は、**point.2⑥** 生産期間内における労働時間の考え方と、**Point.3** 労使協定の届出です。

**Point.1 就業規則等への規定と労使協定の締結が必要**

**Point.2 労使協定で制度の基本的枠組みの定めが必要** (①～②、④～⑥の詳細については、HP通信 259号をご参照ください。)

- ① 対象となる労働者の範囲
- ② 清算期間 (労働者が労働すべき時間を定める期間)
- ③ 清算期間における総労働時間 (清算期間における所定労働時間)

(1) 清算期間全体の労働時間は、  
週平均 40 時間以内とすること

$$\text{清算期間における総労働時間} \leq \frac{\text{清算期間の暦日数}}{7} \times 1 \text{ 週間の法定労働時間 } 40 \text{ 時間} \times$$

※特例措置の対象事業場でも上記の式において1週間の法定労働時間を40時間として計算します。



月単位の  
清算期間とした場合の  
法定労働時間の総枠

1ヶ月単位		2ヶ月単位		3ヶ月単位	
清算期間の 暦日数	法定労働時間の 総枠	清算期間の 暦日数	法定労働時間の 総枠	清算期間の 暦日数	法定労働時間の 総枠
31日	177.1時間	62日	354.2時間	92日	525.7時間
30日	171.4時間	61日	348.5時間	91日	520.0時間
29日	165.7時間	60日	342.8時間	90日	514.2時間
28日	160.0時間	59日	337.1時間	89日	508.5時間

(2) 1ヶ月ごとの労働時間は、週平均 50 時間以内とすること

繁忙月に極端に偏った労働時間となることを防ぐため週所定労働時間に上限が設けられています。また清算期間が月単位ではなく最後に1ヶ月に満たない期間が生じた場合には、その期間について週平均 50 時間を超えないようにする必要があります。

- ④ 標準となる1日の労働時間
- ⑤ コアタイム (任意)
- ⑥ フレキシブルタイム (任意)

**Point.3 労使協定を所轄労働基準監督署長に届出が必要**

違反すると罰則 (30万円以下の罰金) が科せられることがあります。



厚生労働省 HP「フレックスタイム制のわかりやすい解説&導入の手引き」はこちら

ご不明な点がございましたら、ヒューマン・プライムまでお問い合わせください。TEL.03-5695-7700

この通信がご不要な方は、お手数ですが弊社までご連絡ください。